

いじめ事案に関する報告書

令和7年3月19日

越谷市立 

いじめ事案対応チーム

1 事案の概要

(1) 学校名

越谷市立

(2) 関係児童

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H

(3) いじめ事案対応チームによる調査前の A からの訴え

- ①休み時間に遊びに入れてもらえない
- ②下校中に、遊びの約束をしようとしたが、聞き入れてもらえない。
- ③他の子もうるさいのに、自分だけが注意される。
- ④自分が注意したことは無視され、うるさいと言われる。

(4) A の状況及び欠席期間等

①2年生時

- ・1月から欠席が増えていった。
- ・年間欠席数75日
- ・主な欠席理由は、体調不良、腹痛であった。

②3年生時

- ・4月当初から欠席が増えていった。
- ・転出日の5月12日までの年間欠席数22日
- ・欠席理由は、体調不良であった。

2 いじめ事案対応チームによる調査前の学年・学校の対応

(1) 2年生1月中旬頃の A 母から担任への相談時の対応

【A の訴え】

- ・休み時間に校庭での鬼ごっこに入れてもらえない
- ・12月の アンケートで、「ぼくもうるさいと言われたことがあるけれど、先生に言ったり

- アンケートに書いたりせず我慢したのに、なんでぼくだけ書かれないといけないのか」不満。
- ・3学期に入って、D と E が A をはさんでしゃべっていて、手をつないでいるのが邪魔だったから「やめて」と言ったら、「うるさい」と言われた。
- ・下校中、「△△に集合ね」と友達が言い、「それってどこ」と聞くと、「知らないの？ △△だよ」と返答される。
- ・こんなことがいくつかあって、A は学校に行きたくない。

【学校の対応】

- ①確実に名前が分かっている E と F に事実確認
- ②他の件について、学年内で聞いてみることは A 母より止められたため、①の内容についての
み指導
- ③今後の対応についてケース会議
- ④教頭が窓口となり、電話連絡及び家庭訪問

(2)2年生1月末頃の A 父から教頭への相談時の対応

【A 父の訴え】

- ・いじめられていることを担任を通して伝えたが、表面上ではなくなったように見えても、水面下では無くなっていない。状況が改善していない。
- ・クラス内でも仲間外れにされるようである。
- ・「 アンケートの件」で吊し上げにされた。言った者勝ちになっていないか。
- ・忘れ物も多い等、本人にも至らぬところが多いのは分かっている。
- ・連絡帳が配られないことがあった。忘れたと本人のせいにされた。
- ・休み時間や給食での友達関係が小学生時には一番大事。その点が保証されない学級・学年であるので、行かせないという判断をした。

【学校の対応】

- ①本人の心が辛くなる部分を取り除きたいので、加害該当者を探り、学級・学年で指導したいと申し出る。
- ②内容や対象者を A に確認したいと依頼した。
- ③学級に入り辛いのであれば、相談室や保健室への登校について提案した。
- ④A 保護者に授業や休み時間の参観をしていただきたい旨を伝える。
- ⑤2月2日 A が登校し、A 父・母が授業参観を実施した。

3 調査の概要

(1)越谷市立 いじめ事案対応チーム構成

委員長	 	越谷市立 	校長
委員	 	同上	教頭
委員	 	同上	教務主任

委員 ■■■■■ 同上 生徒指導主任
委員 ■■■■■ 同上 教育相談主任
委員 ■■■■■ 同上 学年主任(A、2・3年生時)
委員 ■■■■■ 同上 担任(A、2年生時)

(2)調査方法

①同じ下校班の関係複数児童への聞き取り

令和6年4月15日：■■■■委員、■■■■委員による聴き取り

②B への聞き取り

令和6年4月15日：■■■■委員、■■■■委員による聴き取り

③C への聞き取り

令和6年4月15日：■■■■委員、■■■■委員による聴き取り

④D への聞き取り

令和6年4月16日：■■■■委員、■■■■委員による聴き取り

⑤E への聞き取り

令和6年4月16日：■■■■委員による聴き取り

⑥F、G、H への聞き取り

令和6年4月17日：■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員による聴き取り

(3)審議日時

越谷市立■■■■いじめ事案対応チーム

- 第1回 令和6年1月26日実施
- 第2回 令和6年2月2日実施
- 第3回 令和6年2月14日実施
- 第4回 令和6年3月8日実施
- 第5回 令和6年4月8日実施
- 第6回 令和6年4月15日実施
- 第7回 令和6年4月18日実施
- 第8回 令和6年6月18日実施
- 第9回 令和6年8月20日実施

4 聴取内容・結果

(1) A が訴えているいじめ行為

行為1 1学期、下校時に、遊ぶ約束をしていたので、「僕も入れて」と言ったら、同じ下校班の複数児童から分からない公園を言われ、帰ってから親に聞いても分からなかった
ので、後日もう一度聞いたら、「普通は分かるよ」と言って教えてもらえず、遊べなか

った。

行為2 1学期、休み時間に話の輪に入ろうとしたら「お前は友達じゃない」と言って、会話に入れてもらえなかった。その時に、そのまま居て、「じゃあ、名前とか教えて」と言っても教えてもらえなかった。

行為3 1学期、休み時間、外遊びに出た時、鬼ごっこに入れてと言ったら、「親友じゃないから」「嫌いだから」と全く入れてもらえなかった。

行為4 1学期後半、授業中、周りの人と相談して答えを出すという時に、声掛けをしたのに、椅子を移動してまで避けられた。周りにいないから、立って他に行こうとしたら担任に自分だけ注意された。

行為5 2学期、席の両隣の子に、度々「ウザイ」「うるさい」「じゃま」と言われ、言い返そうとすると声をかぶされ、知らんぷりされる。

行為6 2学期、授業中、前の席の子が体調が悪く吐いてしまい、片付けで先生がいなくなったときに、両隣の子が自分を挟んで手をつないだりして遊び始めたので、「やめて」と言ったら「ウザイ」「キモイ」と言われた。

行為7 2学期、授業中、周りも話している中で自分も話そうとしたら、おしゃべりしていた隣の子が、「うるさい、ウチらの声聞こえなくなる」と言ってきたので、何も言わないようにしていたら、ずっと「うるさい、うざい……」とごによごによ延々と言われた。がまんできず、強めに「うるさい」と返したら、後日、自分だけ先生に注意された。

(2) A が訴えているいじめ行為の調査結果

行為1について

【同じ下校班児童複数名からの聴き取り】

・「覚えていない」「分からない」

行為2について

【B からの聴き取り】

・「イヤだと思わせるようなことを言ったことがあるかもしれない」

・「友達じゃないというような内容を言った気がする」

・「周りでそのような行為を見たり、聞いたりはしていない」

【C からの聴き取り】

- ・「はっきりと覚えてはいないが、言っていないと思う」
- ・「自分に対して言われていることには気づかなかった」
- ・「周りでそのような行為を見たり、聞いたりはしていない」

行為3について

【B からの聴き取り】

- ・「親友じゃないということを使った気がする」「ふざけて言ってしまったんだと思う」
- ・「周りでそのような行為を見たり、聞いたりはしていない」

【C からの聴き取り】

- ・「言っていないと思う」
- ・「周りでそのような行為を見たり、聞いたりはしていない」

行為4について

【D、E、F、G、H からの聴き取り】

- ・「意図的に避けたということはないと思う」
- ・「自分たちが話をしていた時に、A がどこかに行ってしまったということはあった気がする」
- ・「周りでそのような行為を見たり、聞いたりはしていない」

【担任への聞き取り】

- ・席を立てて移動していたら「そこまで遠くに行くことはなく、前もしくは後ろのグループに『入れて』と言って、入れてもらいなさい」と指導しているはずである。

行為5について

【D からの聴き取り】

- ・「うるさいから静かにしてと言ったことはある」

【E からの聴き取り】

- ・「注意したことはある」
- ・「それに対してうるさいって言っちゃだめだよと返した」
- ・「ウザイ、うるさい、じゃまなどとは言っていない気がする」

行為6について

【D からの聴き取り】

- ・「手をつないでいたことはあった」
- ・「今、しゃべっちゃだめだよと注意したことは複数回ある」

【E からの聴き取り】

- ・「手をつないでしゃべっていたのは確かだが、相手が嫌がるような言葉は言っていない」

と思う」

- ・「しゃべらないでと複数回言った」

行為7について

【D からの聴き取り】

- ・「うるさいことを注意しても無視をされてしまうので、何回も繰り返し言っていた」
- ・「聞いてると何度も聞き返したことがある」
- ・「何も言い返さないから、途中で言うのを止めた」
- ・「その後は、放っておいた」

【E からの聴き取り】

- ・「静かにするように言ったが、聞き入れてもらえなかった所以说うのを止めた」
- ・「うざいとは言っていないと思う」

【担任への聞き取り】

- ・「D 及び E の ████████ アンケートに、【しゃべっちゃいけない時だったから、『静かにして』と注意したら、『うるさい』と返され、その後もしゃべり続けていた】という内容の記載があったので、D 及び E と A、A と一緒にしゃべっていた C を呼んで話を聞いた。A 及び C に発言内容や行動が記載内容と間違いないのか確認したところ、A と C の二人でしゃべっており、注意されても『うるさい』と返してしゃべり続けたということで、『しゃべってはいけない時にしゃべっていたことを注意して教えてもらったのだからやめなさい。よかれと思って声をかけたのに、うるさいと言われた二人の気持ちを考えなさい』と両名に指導した。D 及び E には、数回話をしやめてくれない時は、注意するのをやめて、先生に言うよう話した」

(3) B、D、E が A に対して嫌がらせをした理由

※以下、B が話した理由となる。

行為2、3について 理由1 ふざけて言ってしまった

※以下、D、E が話した理由となる。

行為5、6、7について 理由2 うるさいから注意するつもりだった

行為7について 理由3 自分たちの注意が聞き入れてもらえなかったから

5 いじめの認定等

(1)いじめの定義について

平成 25 年 9 月 28 日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同法第 2 条において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット

等を含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

いじめの定義について、以下の4つがポイントとなる。

- ①行為をした者(甲)も、行為の対象となった者(乙)も児童生徒であること
- ②甲と乙の間に一定の人間関係が存在すること
- ③甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

この4つのポイントをすべて満たすあらゆる事象が法律上のいじめに該当する。したがって、法律上のいじめは極めて広範な概念であると言える。

この法に基づき、行為1～7におけるB～H(加害)の行為について検証した。

(2)いじめの認定について

①行為1

1学期、下校時に、遊ぶ約束をしていたので、「僕も入れて」と言ったら、同じ下校班の複数児童から分からない公園を言われ、帰ってから親に聞いても分からなかったのも、後日もう一度聞いたら、「普通は分かるよ」と言って教えてもらえず、遊べなかった。

Aが訴える行為1については、同じ下校班関係児童への聴き取りでは、「覚えていない」ということで、確認することができなかった。

結果、Aが訴える行為1は、調査では行為自体があったかどうか明らかにはならなかった。もし、実際に行われた行為であった場合は、同じ下校班の複数児童の「心理的な影響を与える行為」が、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断でき、いじめと認定できる。

②行為2

1学期、休み時間に話の輪に入ろうとしたら、B及びCから「お前は友達じゃない」と言って、会話に入れてもらえなかった。その時に、そのまま居て、「じゃあ、名前とか教えて」と言っても教えてもらえなかった。

Aが訴える行為2は、B及びCのAに対するいじめと認定できる。

(理由)

Bへの聴き取りでは、行為2について「イヤだと思わせるようなことを言ったことがあるかもしれない」や「友達じゃないというような内容を言った気がする」と発言しており、Bの「心理的な影響を与える行為」が、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

Cへの聴き取りでは、本行為について「はっきりと覚えてはいないが、言っていないと思う」や「自分に対して言われていることには気づかなかった」と発言しており、Aが訴える行為2は、調査では行為自体があったかどうか明らかにはならなかったが、Bからの聴き取りにおいて、Cがその場にいたことは確認できたため、実際に行われた

行為であった場合は、Cの「心理的な影響を与える行為」が、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

③行為3

1学期、休み時間、外遊びに出た時、鬼ごっこに入れてと言ったら、B及びCに「親友じゃないから」「嫌いだから」と全く入れてもらえなかった。

Aが訴える行為3は、BのAに対するいじめと認定できる。しかし、CのAに対するいじめは明らかにならなかった。

(理由)

Bへの聴き取りでは、行為3について「親友じゃないということを使った気がする」や「ふざけてやってしまったんだと思う」と発言しており、Bの「心理的な影響を与える行為」が、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

Cへの聴き取りでは、本行為について「言っていないと思う」と発言しており、Bからの聴き取りにおいても、Cがその場にいたことは確認できなかった。Aが訴える行為3は、調査ではCの行為自体があったかどうか明らかにはなかった。

④行為4

1学期後半、授業中、周りの人と相談して答えを出すという時に、D、E、F、G、Hに声掛けをしたのに、椅子を移動してまで避けられた。周りにいないから、立って他に行こうとしたら担任に自分だけ注意された。

Aが訴える行為4は、D、E、F、G、HのAに対するいじめと認定できる。

(理由)

D、E、F、G、Hからの聴き取りでは、「意図的に避けたということはないと思う」と全員が発言しているが、「自分たちが話をしていた時に、Aがどこかに行ってしまったということはあった気がする」との発言もしている。また、担任の聴き取りからも、席を立て移動していたら「そこまで遠くに行くことはなく、前もしくは後ろのグループに『入れて』と言って、入れてもらいなさい」と指導しているはずという発言があったことから、本調査チームでは、行為4は状況的には無視にあたることから、D、E、F、G、Hの「心理的な影響を与える行為」が、Aに「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

⑤行為5

2学期、席の両隣のD及びEに、度々「ウザイ」「うるさい」「じゃま」と言われ、言い返そうとすると声をかぶされ、知らんぷりされる。

Aが訴える行為5は、D及びEのAに対するいじめと認定できる。

(理由)

D からの聴き取りでは、「うるさいから静かにしてと言ったことはある」との発言があった。また、E からの聴き取りでは、「注意したことはある」「うるさいって言っちゃだめだよと返した」「ウザイ、うるさい、じゃまなどとは言ってはいない気がする」との発言もあった。本調査チームでは、D 及び E の A に対する注意や言い返した発言は、「心理的な影響を与える行為」であり、A に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

⑥行為6

2学期、授業中、前の席の子が体調が悪く吐いてしまい、片付けで先生がいなくなったときに、両隣の D 及び E が自分を挟んで手をつないだりして遊び始めたので、「やめて」と言ったら「ウザイ」「キモイ」と言われた。

A が訴える行為6は、D 及び E の A に対するいじめと認定できる。

(理由)

D からの聴き取りでは、「手をつないでいたことはあった」「今、しゃべっちゃだめだよと注意したことは複数回ある」との発言があった。また、E からの聴き取りでは、「手をつないでしゃべっていたのは確かだが、相手が嫌がるような言葉は言っていないと思う」「しゃべらないでと複数回言った」との発言もあった。本調査チームでは、D 及び E の A に対する度重なる注意や A を挟んで手をつなぐ行為は、「心理的な影響を与える行為」であり、A に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

⑦行為7

2学期、授業中、周りも話している中で自分も話そうとしたら、おしゃべりしていた隣の D 及び E が、「うるさい、ウチらの声聞こえなくなる」と言ってきたので、何も言わないようにしていたら、ずっと「うるさい、うざい…」とごによごによ延々と言われた。がまんできず、強めに「うるさい」と返したら、後日、自分だけ先生に注意された。

A が訴える行為7は、D 及び E の A に対するいじめと認定できる。

(理由)

D からの聴き取りでは、「うるさいことを注意しても無視をされてしまうので、何回も繰り返し言っていた」「聞いてると何度も聞き返したことがある」「何も言い返さないから、途中で言うのを止めた」「その後は、放っておいた」との発言があった。また、E からの聴き取りでは、「静かにするように言ったが、聞き入れてもらえなかった所以说うのを止めた」「うざいとは思っていないと思う」との発言もあった。また、担任の聴き取りから、行為7について関わった児童を呼んで事情を確認して認めていることから、本調査チームでは、D 及び E の A に対する執拗な注意や質問、その後の無視は、「心理的な影響を与える行為」であり、A

に「心身の苦痛を感じさせたもの」と判断できる。

(3) A がいじめと訴える行為や、調査で明らかになった行為と A の不登校の関係

本対応チームでは、いじめ防止対策推進法第28条に基づき、重大事態として調査をした結果、行為1～7をいじめと認定し、当該事実(行為2及び3における B の仲間外れとするような言動、行為5～7における D 及び E の複数人で注意するという行為を複数回行っていること)が不登校の原因であるとした。

6 いじめ事案対応チームによる対応、指導等について

(1) B への指導

令和6年4月15日、教頭及び学年主任が、人の気持ちを考えた言動をとること、相手の立場に立つこと、友を思いやること、二度といじめや嫌がらせを行わないことについて指導した。

(2) B 保護者への指導

令和6年6月11日、教頭が、人の気持ちを考えた言動をとること、相手の立場に立つこと、友を思いやること、二度といじめや嫌がらせを行わないことについて指導するよう依頼した。

(3) C への指導

令和6年4月15日、教頭及び担任(2年生時)が、人の気持ちを考えた言動をとること、相手の立場に立つこと、友を思いやることについて指導した。

(4) C 保護者への指導

令和6年8月19日、教頭が、人の気持ちを考えた言動をとること、相手の立場に立つこと、友を思いやることについて指導するよう依頼した。

(5) D への指導

令和6年4月16日・17日、教頭及び学年主任、担任(2年生時)が、相手が嫌になるほど執拗に注意したり、きつい言葉を使ったり、無視したりすることがないように指導した。

(6) D 保護者への指導

令和6年6月11日、教頭が、他の人への言葉遣い、言動について、相手を思いやる気持ちをもって行わせるように指導を依頼した。

(7) E への指導

令和6年4月16日・17日、教頭及び学年主任、担任(2年生時)が、相手が嫌になるほど執拗に注意したり、きつい言葉を使ったり、無視したりすることがないように指導した。

(8) E 保護者への指導

令和6年6月11日、教頭が、他の人への言葉遣い、言動について、相手を思いやる気持ちをもって行わせるように指導を依頼した。

(9) F への指導

令和6年4月17日、教頭及び学年主任、担任(2年生時)が、人の気持ちを考え、無視することがないように指導した。

(10) F 保護者への指導

令和6年6月12日、教頭が、他の人への言葉遣い、態度について、相手を思いやる気持ちをもって行わせ、学校と同一歩調での指導を依頼した。

(11) G への指導

令和6年4月17日、教頭及び学年主任、担任(2年生時)が、人の気持ちを考え、無視することがないように指導した。

(12) G 保護者への指導

令和6年6月12日、教頭が、他の人への言葉遣い、態度について、相手を思いやる気持ちをもって行わせるよう指導を依頼した。

(13) H への指導

令和6年4月17日、教頭及び学年主任、担任(2年生時)が、人の気持ちを考え、無視することがないように指導した。

(14) H 保護者への指導

令和6年6月17日、教頭が、他の人への言葉遣い、態度について、相手を思いやる気持ちをもって行わせ、学校と同一歩調での指導を依頼した。

7 課題の検証

(1) 学校のいじめに対する認識

- ① いじめはどの児童(生徒)にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2) 初期の対応

本校としては、遅くとも令和6年1月18日までには、本件いじめ行為によって被害児童が加害児童に対する恐怖心や嫌悪感、同じことをされるのではないかという不安感等から欠席が増え、体調に影響が出るまでに精神的に傷ついていること等を認識することが可能であったと考えられる。

加害児童を被害者側からの書面で確認し、調査が開始できたのは、令和6年4月15

日からとなる。その間、被害者側がいじめが肥大化することを恐れたことや、加害児童保護者を巻き込んでトラブルを誘引することを懸念し、積極的に調査を行うことを控えることになってしまった。

(3) いじめの解消に向けた B～H への指導

加害児童に対する恐怖心や不安感を除去するために、加害児童側に対する調査・指導等の適切な対応を行うことが、被害児童の不登校状況の解消のためには不可欠であった。

(4) A の思いを丁寧に理解する

本校としては、当初の段階から、どんなことがあっても加害児童から被害児童を徹底して守り通すという姿勢(以下、このような姿勢を単に「基本姿勢」という。)を堅持し、基本姿勢を言葉や態度によって被害児童側に十分に伝えて、本校に対する信頼感を十分に醸成することに細心の注意を払うべきであった。

(5) 被害児童 A の保護者の思いを理解する

いじめ事案の解決に向けては、保護者の協力も重要となる。今回の事案においては、前述のとおり、被害児童保護者より、加害児童保護者への情報共有をすることで、より事態が悪化することを懸念し、共有しないとの要望があったため、その要望を尊重して、加害側保護者への経緯の説明については、被害児童が転校した後という対応が遅いと思われるも致し方ないものとなってしまった。

他方で、学校側と被害者側保護者との信頼を深める関係性もより良く築くことができたとは言い難い。学校は、電話連絡、家庭訪問、来校いただいての面談等の手立てを講じ、被害児童保護者の要望をその都度検討した。しかし、要望に対してリアクションすることは、被害者側に「寄り添う」こととは別のことである。

被害者側に「寄り添う」とは、被害児童の立場に立ち、被害児童が望む解決と一緒に考えることである。そして、いじめ事案においては、被害を受けた児童のみならず、多くの被害を受けた児童の親も大きな傷を抱えることになる。なぜ我が子がいじめを受けなければならないのかといった疑問に始まり、このまま学校に行けなくなったらという不安や自傷行為に至ったらという恐怖等、様々な感情に保護者自身も襲われ、戸惑い、苦しみを抱えることとなる。そうした中で、何より我が子を守るために、必死で方法を考え、訴えている。本件では、そうした被害者の心情に寄り添う視点を欠いていたために、被害者保護者とも良好な協力関係が築けていなかったことは確かである。

(6) 加害児童側の保護者への助言

本校の「いじめ防止基本方針」のいじめを認知した場合の適切な対応として、『いじ

めと疑われるような兆候を認知したときは、加害、被害双方への事実確認や周辺からの情報収集などを通して、事実関係の把握に努め、早期解消を図るための指導を行う』ともあるとおり、加害児童保護者に対して、早急の事実確認を行うための聞き取り調査等を実施するなどの事実関係の調査に着手すべきであった。

また、事実を確認した際は、学校と同一歩調で指導をするよう依頼し、ともにいじめの解消に向けた行動をとるべきであった。

(7) いじめを許さない雰囲気づくり

本校の「いじめ防止基本方針」の「いじめを許さない学校づくりのために」にもあるように、人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、いじめや暴力を許さず、「心の教育」の充実に努め、いじめの未然防止について全校を挙げて推進する。また、地域や家庭においても、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう留意する。そのために、学校だより等で「いじめ防止」についての記事を定期的に掲載していき、保護者、地域を啓発していく。

8 課題の改善、再発防止に向けて

(1) 教員のいじめの認知や理解度をあげる(教員の視点を変える)

- ① 越谷市教育委員会の指導主事を招聘して、研修を行う。(年度当初の校内研修への位置付け)
- ② 定期的な██████アンケート、質問紙調査等の各種アンケートの分析をし、いじめを訴える児童の漏れがないようにする。

③ 定期的な面談の実施

・██████相談

年7回の機会を設け、申し出のあった保護者と、学習のこと・生活のこと・友達のこと・健康のこと等、心配な点について直接話し合いをすることで、子供たちのより望ましい成長を支援していく。相談の内容により、学級担任だけでなく、広く校内の職員に声をかけ、対応する。

・個人面談

夏季休業中に、保護者に来校いただき、1学期の学習・生活の様子を伝えるときともに、家庭での様子を聞き、今後の児童のよりよい指導に生かす。

(2) 児童の発する言葉に慎重に耳を傾ける

- ① 全教職員が児童の声を傾聴する姿勢を授業内外で示し、担任だけに限らず、児童が相談しやすい雰囲気づくりを行う
- ② 担任及び並行学年教員、管理職、教育相談主任、養護教諭、学校相談員、SC による、気になる児童への声掛け、会話、聞き取り

- ③ 生徒指導部会・教育相談部会等での兆しとなる行為の確実な情報共有を行う。
 - ④ ■■■■■相談、個人面談、連絡帳、電話連絡、家庭訪問などによる、保護者や地域の方からの情報収集を行うことにより、多面的に捉える。
- (3) 保護者に寄り添う
- ① 電話連絡、連絡帳、■■■■■相談、学校相談員・SC との連携等により、保護者の抱える苦悩や不安に寄り添う
 - ② 児童をより良く成長させるという認識を共有し、保護者の協力を得ながら、学校側と保護者側で歩み寄れる方策を模索し、実践する。
- (4) いじめに対する学校の組織的対応の在り方を再考する
- ① いじめ防止基本方針の理解と共通認識を高める
 - ② 担任だけに任せがちないじめ対応を是正する
 - ③ いじめ問題の対応における管理職の役割の重要性について関係法令の理解を深めることで認識を高め、法令に基づいた対応を確実に行う。
 - ④ 早急ないじめ事案対応チームの設置
 - ⑤ いじめ事案対応チームでの丁寧な対応
- (5) いじめを許さないクラスづくり
- ① 各教職員が研修や OJT による教科指導及び学級経営のスキルアップを図り、楽しく、伸びを実感できる授業づくりを実践することで、所属感や自己有用感を高め、いじめのない学級づくりを行う
 - ② 児童同士や教職員で児童一人一人のよさを認め合うために、学校全体及び学級・学年で称賛・表彰できる活動(■■■■■や帰りの会での■■■■■)を実践し、所属感や自己肯定感を高め、居甲斐のある学校・学級づくりを行う
 - ③ 今後の児童の安全・安心な教育活動の妨げになり得る生徒指導上の課題に関する事案が生じた際には、小さな案件においても、芽の段階で摘んでおくべく、全校朝会や学年集会、行事や授業において発達段階に応じた指導を行う。